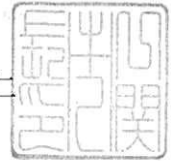


一関市告示第62号

一関農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該変更後の一関農業振興地域整備計画書を次により常時縦覧に供する。

令和7年3月25日

一関市長 佐藤 善 仁



1 一関農業振興地域整備計画の縦覧場所

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 一関市役所内農林部農政推進課 | 一関市竹山町7番2号 |
| 一関市役所花泉支所内産業建設課 | 一関市花泉町涌津字一ノ町29番地 |
| 一関市役所大東支所内産業建設課 | 一関市大東町大原字川内41番地2 |
| 一関市役所千厩支所内産業建設課 | 一関市千厩町千厩字北方174番地 |
| 一関市役所東山支所内産業建設課 | 一関市東山町長坂字西本町105番地1 |
| 一関市役所室根支所内産業建設課 | 一関市室根町折壁字八幡沖345番地 |
| 一関市役所川崎支所内産業建設課 | 一関市川崎町薄衣字諏訪前137番地 |
| 一関市役所藤沢支所内産業建設課 | 一関市藤沢町藤沢字町裏187番地 |

2 縦覧時間等

一関市の休日に関する条例（平成17年一関市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日以外の日午前8時30分から午後5時15分まで

〈様式第3号別添1〉

1. 農用地利用計画の変更概要

(1) 土地利用の状況 (変更前の状況)

単位:ha

行政区域	総面積		農地			採草放牧地 (野草地)	混牧林地	農業用 施設用地	森林原野	その他
			田	畑	樹園地					
行政区域	125,642.0	22,741.8	13,814.6	8,001.2	926.0	0.0	0.0	151.8	76,474.5	26,273.9
農業振興地域	90,266.2	21,305.0	12,801.4	7,581.3	922.3	0.0	0.0	151.8	62,069.8	6,739.6
農用地 区域	現況	19,151.5	19,006.6	12,327.9	5,819.6	859.1	0.0	0.0	144.9	0.0
	用途区分		19,006.6				0.0	0.0	144.9	

(2) 農用地利用計画の変更 (変更詳細は次ページ)

単位:ha

変更内訳	増減面積		農地			採草放牧地 (野草地)	混牧林地	農業用 施設用地	森林原野
			田	畑	樹園地				
除外	現況	△4.0	△4.0	△0.3	△3.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	用途区分		△4.0				0.0	0.0	0.0
編入	現況	5.3	5.3	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	用途区分		5.3				0.0	0.0	0.0
用途変更	現況	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	用途区分		0.0				0.0	0.0	0.0
計	現況	1.3	1.3	5.0	△3.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	用途区分		1.3				0.0	0.0	0.0

(3) 変更後の農用地利用計画 (今後管理する農用地区域)

単位:ha

農用地 区域	総面積		農地			採草放牧地 (野草地)	混牧林地	農業用 施設用地	森林原野
			田	畑	樹園地				
現況	19,152.8	19,007.9	12,332.9	5,815.9	859.1	0.0	0.0	144.9	0.0
用途区分		19,007.9				0.0	0.0	144.9	

※「現況」の総面積と「用途区分」の総面積を合わせる。

〈様式第3号別添2〉

(2) の農用地利用計画の変更内容

(前ページ(2)の内訳)

単位:m²

変更理由	件数	土地区分	増減面積	農地			採草放牧地 (野草地)	混牧林地	農業用 施設用地	森林原野	備考
				田	畑	樹園地					
除外申請 (事業計画者)		現況	△40,204.3	△40,204.3	△3,098.8	△37,105.5	0.0	0.0	0.0	0.0	
		用途区分		△40,204.3				0.0	0.0	0.0	
携帯基地局 (届出)		現況	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		用途区分		0.0				0.0	0.0	0.0	
定義除外 (集落介在)		現況	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		用途区分		0.0				0.0	0.0	0.0	
定義除外 (適用外)		現況	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		用途区分		0.0				0.0	0.0	0.0	
非農地 (証明書)		現況	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		用途区分		0.0				0.0	0.0	0.0	
公共事業		現況	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		用途区分		0.0				0.0	0.0	0.0	
除外小計	0	現況	△40,204.3	△40,204.3	△3,098.8	△37,105.5	0.0	0.0	0.0	0.0	
		用途区分		△40,204.3				0.0	0.0	0.0	
編入		現況	53,204.0	53,204.0	52,821.0	383.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		用途区分		53,204.0				0.0	0.0	0.0	
編入小計	0	現況	53,204.0	53,204.0	52,821.0	383.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		用途区分		53,204.0				0.0	0.0	0.0	
用途変更	2	現況	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		用途区分		0.0				0.0	0.0	0.0	
用途変更小計	2	現況	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		用途区分		0.0				0.0	0.0	0.0	
合計	2	現況	12,999.7	12,999.7	49,722.3	△36,722.5	0.0	0.0	0.0	0.0	
		用途区分		12,999.7				0.0	0.0	0.0	

令和6年度 農業振興地域農用地区域 除外申出一覧

【様式第3号別添3】

1 農用地区域からの除外申出一覧

番号	地区名	地番	登記地目	現況地目	面積(m ²)	除外理由	
1	一関市舞川字小塚	107-2	畑	畑	194.51m ²	自宅への進入路の拡幅	農振法第13条第2項
2	一関市舞川字小塚	107-3	田	田	379.60m ²	自宅への進入路の拡幅	農振法第13条第2項
3	一関市舞川字小塚	107-3	田	田	414.15m ²	一般住宅建設	農振法第13条第2項
4	一関市大東町沖田字堀合	66-6	畑	宅地	101.00m ²	一般住宅建設	農振法第13条第2項
5	一関市大東町沖田字堀合	66-11	畑	雑種地	79.00m ²	宅地への進入路整備	農振法第13条第2項
6	一関市大東町洪民字石合	32-5	田	田	502.00m ²	一般住宅建設	農振法第13条第2項
7	一関市千厩町小梨字又ヶ沢	27	畑	畑	2,404.00m ²	太陽光発電施設建設	農振法第13条第2項
8	一関市千厩町小梨字又ヶ沢	26-2	畑	畑	264.00m ²	太陽光発電施設建設	農振法第13条第2項
9	一関市千厩町千厩字下木六	186	畑	畑	8,671.00m ²	太陽光発電施設建設	農振法第13条第2項
10	一関市千厩町千厩字下木六	204-3	畑	畑	14,712m ²	太陽光発電施設建設	農振法第13条第2項
11	一関市千厩町小梨字猫沢	162-1	畑	原野	2,663m ²	太陽光発電施設建設	農振法第13条第2項
12	一関市千厩町奥玉字天梅	5-1	畑	畑	1,397m ²	資材置場整備	農振法第13条第2項
13	一関市千厩町奥玉字天梅	6-1	畑	畑	391m ²	資材置場整備	農振法第13条第2項
14	一関市千厩町奥玉字天梅	7-4	畑	畑	502m ²	資材置場整備	農振法第13条第2項
15	一関市室根町矢越字大畑	143-1	田	田	601m ²	洗車場建設	農振法第13条第2項
16	一関市藤沢町藤沢字馬場	188-1	田	原野	1,202m ²	太陽光発電施設建設	農振法第13条第2項
17	一関市藤沢町藤沢字馬場	215-1	畑	原野	2,872m ²	太陽光発電施設建設	農振法第13条第2項
18	一関市藤沢町藤沢字古川	51-1	畑	畑	2,855m ²	太陽光発電施設建設	農振法第13条第2項

合計 40,204.26m²

	内訳	田	3,098.75m ²	801_現況地目原野	含む
		畑	37,105.51m ²	301_現況地目宅地、雑種地	404_現況地目原野
				802_現況地目原野	含む

令和6年度 農業振興地域農用地区域 編入申出一覧

【様式第3号別添3】

2 農用地区域への編入申出一覧

番号	地区名	地番	登記地目	現況地目	面積(㎡)	編入理由
1	一関市大東町大原字大明神	205	田	田	3,040.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
2	一関市大東町大原字大明神	208	田	田	462.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
3	一関市大東町大原字大明神	124	田	田	254.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
4	一関市大東町大原字大明神	129	田	田	2,664.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
5	一関市大東町大原字大明神	107-1	田	田	559.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
6	一関市大東町大原字大明神	148	田	田	3,499.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
7	一関市大東町大原字大明神	168	田	田	326.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
8	一関市大東町大原字大明神	149-1	雑種地	雑種地	53.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
9	一関市大東町大原字大明神	181-1	田	田	1,856.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
10	一関市大東町大原字大明神	195	田	田	1,599㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
11	一関市大東町大原字大明神	200-1	田	田	1,250㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
12	一関市大東町大原字大明神	203-1	田	田	1,447㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
13	一関市大東町大原字大明神	135	田	田	435㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
14	一関市大東町大原字大明神	108	田	田	371㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
15	一関市大東町大原字大明神	109	田	田	416㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
16	一関市大東町大原字大明神	110	田	田	465㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
17	一関市大東町大原字大明神	111	田	田	492㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
18	一関市大東町大原字大明神	112	田	田	566㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
19	一関市大東町大原字大明神	165	田	田	1,177㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
20	一関市大東町大原字大明神	166	田	田	761.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
21	一関市大東町大原字大明神	120	田	田	805.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
22	一関市大東町大原字大明神	145	田	田	1,280.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
23	一関市大東町大原字大明神	209-1	田	田	1,908.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
24	一関市大東町大原字大明神	193	田	田	1,397.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
25	一関市大東町大原字大明神	198	田	田	2,186.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
26	一関市大東町大原字大明神	155	田	田	731.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
27	一関市大東町大原字大明神	188	田	田	2,171.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
28	一関市大東町大原字大明神	136	田	田	348.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
29	一関市大東町大原字大明神	172-1	田	田	226.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
30	一関市大東町大原字大明神	186	田	田	695.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
31	一関市大東町大原字大明神	141	田	田	2,084.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
32	一関市大東町大原字大明神	163	田	田	1,070.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
33	一関市大東町大原字大明神	116	田	田	3,564.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
34	一関市大東町大原字大明神	128	田	田	780.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
35	一関市大東町大原字大明神	192	田	田	266.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
36	一関市大東町大原字大明神	212-1	田	田	879.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
37	一関市大東町大原字大明神	63-2	畑	畑	383.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
38	一関市大東町大原字大明神	113	田	田	1,760.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
39	一関市大東町大原字大明神	117	田	田	291.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
40	一関市大東町大原字大明神	137	田	田	2,212.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
41	一関市大東町大原字大明神	171	田	田	712.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
42	一関市大東町大原字大明神	158	田	田	1,187.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
43	一関市大東町大原字大明神	169	田	田	728.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
44	一関市大東町大原字大明神	174	田	田	1,231.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
45	一関市大東町大原字大明神	176	田	田	1,241.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
46	一関市大東町大原字大明神	177	田	田	482.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
47	一関市大東町大原字大明神	175	田	田	895.00㎡	土地改良事業施行区域に編入するため
合計					53,204.00㎡	
内訳					田	52,821.00㎡
					畑	383.00㎡
						304_雑種地 含む

【様式第3号別添5】

農用地区域からの除外に関する検討表

転用事業名	進入路幅	番号	101
-------	------	----	-----

<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当）</p> <p>息子(No.102 事業者・菅原勝広)が、農業の手伝いや今後の私たちの介護をするために、私たちの住居の隣接地に新築で住宅を建築する予定となっている。(No.102)</p> <p>当該住宅の建築にあたり、住居建築基準法により、道路から接続する進入路は幅4m以上である必要があるため、現在、住宅への接続に使用している既存の進入路の拡張が必要となった。</p> <p>この際、既存の進入路が農地の一部を許可なく転用して作られていたことを知ったため、農業委員会に相談し、農振除外も必要であることを言われたため、この度の除外申出に至った。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難）</p> <p>別添位置選定県投票の記載のとおり、除外申出のあった候補地の周辺で、A～Bの2箇所での検討をした結果、Aは農用地区域ではあるが縁辺部であり、検討事項に該当せず支障はないことから、Aを適地と判断する。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>地域計画は現在策定中である。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は農用地区域であるが、縁辺部の農地を除外するものである。また、事業予定地のうち畦畔部分を利用する予定のため、耕作中の農地への影響はなく、通路の拡張工事のため、日照および通風への影響もない。水路とも接していないため、影響はなく、分筆後の農地は耕作を継続する予定としている。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積事業計画(経営基盤法18条)の対象農地となっていない。</p>	<p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地近隣に農業用施設及び土地改良施設は無く、これら機能に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること</p> <p>該当なし。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由</p> <p>(1) 農地区分及びその根拠</p> <p>○ 第1種農地</p> <p>(農地法の運用について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)第2の1の(1)のイの(ア)のa)</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項</p> <p>(農地法の運用について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e))</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況</p> <p>① (1)・(2)の確認日：令和6年7月31日</p> <p>② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・無</p> <p>有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み</p> <p>(※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。)</p>
---	---

位置選定検討表

※候補地の図面を添付すること。

										番号	101
候補地	地目	面積(m ²)	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A (一関市舞川字小塚107-2、107-3)	田・畑	8,089	農用地区域								
B (一関市舞川字小塚92-4、107-2)	田・畑	6,027	農用地区域							○	
検討結果	<p>事業計画は住宅への進入路の拡張であるため、道路から既存の住宅に接続できる土地であることを考慮して位置選定検討を行った。(別紙：位置選定の検討図面参照)</p> <p>A：農用地区域内であるが周辺部に位置している。近接道路から住宅に接続できる土地であり、上記の検討事項に該当せず支障はない。</p> <p>B：農用地区域内であるが周辺部に位置している。近接道路から住宅に接続できる土地だが、地権者からの同意が得られないため、接続道路の整備を断念した。</p> <p>※ 公衆用道路から住宅に接続できる土地の中に、農用地区域外の土地はなかった。</p>										

【様式第3号別添5】

農用地区域からの除外に関する検討表

転用事業名	一般住宅建設	番号	102
-------	--------	----	-----

<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当）</p> <p>子どもが生まれ、住居が手狭になってきたことに加え、両親が高齢になってきたため農業の手伝いや今後の介護をするために、両親宅（一関市舞川字小塚 106）の近所に一般住宅を建設したいと考えている。</p> <p>両親宅の敷地内での建設も検討したが、十分な面積を確保できないため断念し、両親宅に隣接する事業計画地での事業を計画するに至った。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難）</p> <p>別添位置選定県投票の記載のとおり、除外申出のあった候補地の周辺で、A～Cの3箇所での検討をした結果、Aは農用地区域ではあるが縁辺部であり、検討事項に該当せず支障はないことから、Aを適地と判断する。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>地域計画は現在策定中である。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は農用地区域内であるが、縁辺部の農地を除外するものである。また、事業予定地のうち休耕している箇所を分筆して利用する予定のため、耕作中の農地への影響はない。排水については、合併浄化槽を設置し、道路の側溝へ排水するため、周辺の農地への影響はない。分筆後の農地は耕作を継続する予定としている。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積事業計画（経営基盤法 18 条）の対象農地となっていない。</p>	<p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地近隣に農業用施設及び土地改良施設は無く、これら機能に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること</p> <p>該当なし。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由</p> <p>(1) 農地区分及びその根拠</p> <p>○ 第1種農地</p> <p>（農地法の運用について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第 2 の 1 の (1) のイの (ア) の a)</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項</p> <p>（農地法の運用について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (e)）</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況</p> <p>① (1)・(2)の確認日：令和 6 年 7 月 31 日</p> <p>② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・無</p> <p>有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み</p> <p>(※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。)</p>
--	--

位置選定検討表

※候補地の図面を添付すること。

										番号	102
候補地	地目	面積(m ²)	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A (一関市舞川字小塚107-3)	田	7,672	農用地区域								
B (一関市舞川字小塚107-1)	田	811	農用地区域							○	
C (一関市舞川字小塚105-1)	山林	5,298	農用地区域外							○	
検討結果	<p>事業計画は一般住宅建設であり、実家(舞川字小塚106)の付近で住宅を建設できるだけの面積を確保できる土地であるかを考慮して位置選定検討を行った。(別紙：位置選定の検討図面参照)</p> <p>A：農用地区域内であるが縁辺部に位置している。実家(舞川字小塚106)とは隣接しており、上記の検討事項に該当せず支障はない。</p> <p>B：農用地区域内であるが縁辺部に位置している。実家(舞川字小塚106)の近隣の土地だが、地権者からの同意が得られなかったため、断念した。</p> <p>C：農用地区域外に位置している。実家(舞川字小塚106)の近隣の土地だが、地権者からの同意が得られなかったため、断念した。</p>										

【様式第3号別添5】

農用地区域からの除外に関する検討表

転用事業名	一般住宅、 宅地進入路	番 号	301
-------	----------------	-----	-----

<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当）</p> <p>66番1の土地とその土地上に建っている住宅を、賃貸住宅として利用するため、相続により取得した前所有者から買い取ることにした。建物の登記手続きをする過程で住宅が隣接していることや住宅に続く通路がないことを知った。そのため、宅地と通路に相当する部分を分筆し売ってもらうよう土地所有者に依頼し承諾を得た。</p> <p>現に居住する者がいることから、申出範囲の分筆登記を行い、農地法の手続きを進めるものである。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難）</p> <p>別添位置選定検討表により、除外申請のあった事業計画地の周辺で検討を行い、A～Dの4か所で検討の結果、AおよびBを適地とした。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>地域計画は現在策定中である。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は農用地区域であるが、周辺部の農地を除外するものである。事業計画地の建築物は、日照及び通風に影響を及ぼす規模ではなく、家庭用排水については下水道に接続済みである。なお、残存農地は生じない。</p> <p>3 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画(経営基盤法第18条)の対象農用地となっていない。</p>	<p>4 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地近隣に農業用施設及び土地改良施設はなく、これら機能に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>5 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること</p> <p>該当なし。</p> <p>6 農地転用許可基準上の判断とその理由</p> <p>(1) 農地区分及びその根拠</p> <p>○第1種農地</p> <p>(農地法の運用について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)第2の1の(1)のイの(ア)のa)</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項</p> <p>(農地法の運用について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e))</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況</p> <p>① (1)・(2)の確認日：令和6年7月31日</p> <p>② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・無 有の場合その内容</p> <p>7 他法令による規制との調整の見込み</p> <p>(※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。)</p> <p>該当なし。</p>
---	---

位置選定検討表

※候補地の図面を添付すること。

										番号	301
候補地	地目	面積	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A 一関市大東町沖田字堀合66-6	畑	101	農用地区域								
B 一関市大東町沖田字堀合66-11	畑	79	農用地区域								
C 一関市大東町沖田字堀合66-4	畑	3,284	農用地区域							○	
D 一関市大東町沖田字堀合60-1	山林	7,814	農振白地							○	
検討結果	<p>除外申出のあった計画地周辺の土地において検討を行った。 (別紙：位置選定の検討図面参照)</p> <p>A：農用地区域内であるが、農地の集団性、農作業の効率性を阻害する恐れがないと判断される。</p> <p>B：農用地区域内であるが、農地の集団性、農作業の効率性を阻害する恐れがないと判断される。</p> <p>C：農用地区域内であり、土地所有者の同意が得られないため断念した。</p> <p>D：農振白地であるが、土地所有者の同意が得られないため断念した。</p> <p>以上、A～Dの4箇所での検討の結果、AおよびBを適地と判断する。</p>										

【様式第3号別添5】

農用地区域からの除外に関する検討表

転用事業名	一般住宅建設	番号	302
-------	--------	----	-----

<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当） 現在、事業計画者、妻、子の3人で賃貸アパートに居住しているが、子が成長し、アパートでは手狭となったため、住宅建築を希望している。実家に近い土地で、子どもの面倒も見てもらいながら、また将来的には両親の介護をしやすい申出地を選定した。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難） 事業計画者および妻は共働きのため、不在時は事業計画者の両親に子どもの面倒をみてもらうため、両親が居住する実家の周辺で選定した。 別添位置選定検討表により、除外申請のあった事業計画地の周辺で検討を行い、A～Dの4か所で検討の結果、Dは農用地区域であるが周辺部であり、検討事項に該当せず支障はないことから、Dを適地と判断した。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由 地域計画は現在策定中である。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は農用地区域であるが、周辺部の農地を除外するものである。事業計画地の建築物は日照及び通風に影響を及ぼす規模ではなく、また、家庭用排水は浄化槽を設置することから周辺農用地へ支障を及ぼす恐れはない。</p> <p>3 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画（経営基盤法第18条）の対象農用地となっていない。</p>	<p>4 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由 事業計画地近隣に農業用施設及び土地改良施設はなく、これら機能に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>5 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること 該当なし。</p> <p>6 農地転用許可基準上の判断とその理由</p> <p>(1) 農地区分及びその根拠 ○第1種農地 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のイの(ア)のa)</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)）</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況 ① (1)・(2)の確認日：令和6年7月31日 ② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・無 有の場合その内容</p> <p>7 他法令による規制との調整の見込み (※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。) 該当なし。</p>
---	--

位置選定検討表

※候補地の図面を添付すること。

候補地	地目	面積	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A 一関市大東町渋民字石合54-3	宅地	889	農振白地			○					
B 一関市大東町渋民字石合54-4	畑	629	農用地区域							○	
C 一関市大東町渋民字石合54-5	畑	314	農用地区域			○					
D 一関市大東町渋民字石合32-5	田	860	農用地区域								
検討結果	<p>事業計画者および妻は共働きのため、不在時は事業計画者の両親に子どもの面倒をみてもらうため、両親が居住する実家の周辺で選定した。</p> <p>A 事業計画者の両親が居住しており、敷地内に新しく住宅を建築するスペースがないため、断念した。</p> <p>B 土地所有者の同意が得られず断念した。</p> <p>C 進入路が整備できないため断念した。</p> <p>D 農用地区域ではあるが縁辺部であり、上記の検討事項に該当せず支障はない。</p> <p>以上、A～Dの4箇所での検討の結果、Dを適地と判断する。</p>										

番号 302

【様式第3号別添5】

農用地区域からの除外に関する検討表

転用事業名	太陽光発電設備	番号	401
-------	---------	----	-----

<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当）</p> <p>申出地は長期間休耕しており、所有者は今後も耕作する予定は無く、売買または貸借の希望があったが、条件も良くないため、新たな耕作者は見つからない状況であった。</p> <p>そこで、休耕地の活用と現在のエネルギー状況を勘案し、太陽光発電を計画した。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難）</p> <p>別添位置検討表に記載のとおり、除外申出のあった事業計画地の周辺でA～Dの5ヶ所を検討した結果、Aは農用地区域であるが、検討事項に該当せず支障はないことから、Aを適地と判断した。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>地域計画は現在策定中である。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は農用地区域であるが、辺縁部の農地を除外するものである。太陽光発電パネルの構造・配置・高さから、日照及び通風に支障を及ぼすものではなく、また排水はない計画である。</p> <p>残存農地は発生しない計画である。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画（経営基盤法第18条）の対象農地となっていない。</p>	<p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地の近隣には土地改良施設はなく、これらの機能に支障を及ぼす恐れはない。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること</p> <p>該当しない。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由</p> <p>(1) 農地区分及びその根拠</p> <p>○第2種農地</p> <p>（農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の（1）の力の（ア））</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項</p> <p>（農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の（1）のオの（イ）非該当）</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況</p> <p>① (1)・(2)の確認日：令和6年7月31日</p> <p>② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・無 有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み</p> <p>(※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。)</p> <p>該当なし。</p>
---	--

位置選定検討表

										番号	401
候補地	地目	面積	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A (千厩町小梨字又ヶ沢26-2・27)	畑	2,668	農用地区域内								
B (千厩町小梨字又ヶ沢21-1)	山林	3,046	農用地区域外							○	
C (千厩町小梨字又ヶ沢22)	畑	1,115	農用地区域内							○	
D (千厩町小梨字又ヶ沢25)	畑	551	農用地区域内							○	
検討結果	<p>除外申出のあった計画地周辺で、開発面積が確保できる土地において検討を行った。</p> <p>A：農用地区域であるが、上記の検討事項に該当せず支障はない。 B：農用地区域外であるが、所有者の同意が得られず断念した。 C：周辺で影響が少ない土地と比較したが、所有者の同意が得られず断念した。 D：周辺で影響が少ない土地と比較したが、所有者の同意が得られず断念した。</p> <p>以上、A～Dの4か所で検討した結果、Aを適地と判断する。</p>										

【様式第3号別添5】

農用地区域からの除外に関する検討表

転用事業名	太陽光発電設備	番号	402
-------	---------	----	-----

<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当）</p> <p>申出地は牧草地として酪農家に貸付していたが、高齢化により廃業し、その後の利用に苦慮していた。 そこで、休耕地の活用と現在のエネルギー状況を勘案し、太陽光発電を計画した。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難）</p> <p>別添位置検討表に記載のとおり、除外申出のあった事業計画地の周辺でA～Cの3ヶ所を検討した結果、Aは農用地区域であるが、検討事項に該当せず支障はないことから、Aを適地と判断した。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>地域計画は現在策定中である。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は農用地区域であるが、辺縁部の農地を除外するものである。太陽光発電パネルの構造・配置・高さから、日照及び通風に支障を及ぼすものではなく、また排水はない計画である。 残存農地は発生しない計画である。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画（経営基盤法第18条）の対象農地となっていない。</p>	<p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地の近隣には土地改良施設はなく、これらの機能に支障を及ぼす恐れはない。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること</p> <p>該当しない。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由</p> <p>(1) 農地区分及びその根拠</p> <p>○第2種農地 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の（1）の力の（ア））</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の（1）のオの（イ）非該当）</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況</p> <p>① （1）・（2）の確認日：令和6年8月31日 ② （1）・（2）の判断に係る特記事項の有無：有・無 有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み （※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。） 該当なし。</p>
--	---

位置選定検討表

										番号	402
候補地	地目	面積	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A (千厩町千厩字下木六186)	畑	8,671	農振農用地								
B (千厩町千厩字下木六175)	畑	5,191	農振農用地							○	
C (千厩町千厩字下木六334-1)	田	5,163	農振農用地区域外							○	
検討結果	<p>除外申出のあった計画地周辺で、開発面積が確保できる土地において検討を行った。</p> <p>A：農用地区域であるが、上記の検討事項に該当せず支障はない。</p> <p>B：周辺で影響が少ない土地と比較したが、所有者の同意が得られなかった。</p> <p>C：周辺で影響が少ない土地と比較したが、所有者の同意が得られなかった。</p> <p>以上、A～Cの3か所で検討した結果、Aを適地と判断する。</p>										

【様式第3号別添5】

農用地区域からの除外に関する検討表

転用事業名	太陽光発電設備	番号	403
-------	---------	----	-----

<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当）</p> <p>申出地は牧草地として酪農家に貸付していたが、高齢化により廃業し、その後の利用に苦慮していた。 そこで、休耕地の活用と現在のエネルギー状況を勘案し、太陽光発電を計画した。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難）</p> <p>別添位置検討表に記載のとおり、除外申出のあった事業計画地の周辺でA～Dの4ヶ所を検討した結果、Aは農用地区域であるが、検討事項に該当せず支障はないことから、Aを適地と判断した。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>地域計画は現在策定中である。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は農用地区域であるが、辺縁部の農地を除外するものである。太陽光発電パネルの構造・配置・高さから、日照及び通風に支障を及ぼすものではなく、また排水はない計画である。 残存農地は発生しない計画である。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画（経営基盤法第18条）の対象農地となっていない。</p>	<p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地の近隣には土地改良施設はなく、これらの機能に支障を及ぼす恐れはない。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること</p> <p>該当しない。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由</p> <p>(1) 農地区分及びその根拠</p> <p>○第2種農地 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の（1）の力の（ア））</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の（1）のオの（イ）非該当）</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況</p> <p>① (1)・(2)の確認日：令和6年8月31日 ② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・無 有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み （※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。） 該当なし。</p>
--	---

位置選定検討表

										番号	403
候補地	地目	面積	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A (千厩町千厩字下木六204-3)	畑	14,712	農振農用地								
B (千厩町千厩字下木六188-2・193)	畑	8,616	農振農用地							○	
C (千厩町千厩字神子ノ沢179・190)	畑	5,060	農振農用地							○	
D (千厩町千厩字神子ノ沢119-1)	山林	7,090	農用地区域外							○	
検討結果	<p>除外申出のあった計画地周辺で、開発面積が確保できる土地において検討を行った。</p> <p>A：農用地区域であるが、上記の検討事項に該当せず支障はない。 B：周辺で影響が少ない土地と比較したが、所有者の同意が得られなかった。 C：周辺で影響が少ない土地と比較したが、所有者の同意が得られなかった。 D：周辺で影響が少ない土地と比較したが、所有者の同意が得られなかった。</p> <p>以上、A～Dの4か所で検討した結果、Aを適地と判断する。</p>										

【様式第3号別添5】

農用地区域からの除外に関する検討表

転用事業名	太陽光発電設備	番号	404
-------	---------	----	-----

<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当）</p> <p>申出地は葉たばこを作付けしていたが、廃作後は耕作放棄となっていた。高齢にもなり、その後の利用に苦慮していた。 そこで、休耕地の活用と現在のエネルギー状況を勘案し、太陽光発電を計画した。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難）</p> <p>別添位置検討表に記載のとおり、除外申出のあった事業計画地の周辺でA～Dの4ヶ所を検討した結果、Aは農用地区域であるが、検討事項に該当せず支障はないことから、Aを適地と判断した。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>地域計画は現在策定中である。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は農用地区域であるが、辺縁部の農地を除外するものである。太陽光発電パネルの構造・配置・高さから、日照及び通風に支障を及ぼすものではなく、また排水はない計画である。 残存農地は発生しない計画である。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画（経営基盤法第18条）の対象農地となっていない。</p>	<p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地の近隣には土地改良施設はなく、これらの機能に支障を及ぼす恐れはない。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること</p> <p>該当しない。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由</p> <p>(1) 農地区分及びその根拠</p> <p>○第2種農地 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の（1）の力の（ア））</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の（1）のオの（イ）非該当）</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況</p> <p>① (1)・(2)の確認日：令和6年9月30日</p> <p>② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：<input checked="" type="checkbox"/>・無有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み （※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。）</p> <p>該当なし。</p>
--	--

位置選定検討表

										番号	404
候補地	地目	面積	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A (千厩町小梨字猫沢162-1)	畑	2,663	農振農用地								
B (千厩町小梨字猫沢83-1)	山林	4,479	農振農用地外							○	
C (千厩町小梨字猫沢176-1)	畑	6,022	農振農用地							○	
D (千厩町小梨字猫沢179-1)	畑	3,751	農振農用地							○	
検討結果	<p>除外申出のあった計画地周辺で、開発面積が確保できる土地において検討を行った。</p> <p>A：農用地区域であるが、上記の検討事項に該当せず支障はない。</p> <p>B：周辺で影響が少ない土地と比較したが、所有者の同意が得られなかった。</p> <p>C：周辺で影響が少ない土地と比較したが、所有者の同意が得られなかった。</p> <p>D：周辺で影響が少ない土地と比較したが、所有者の同意が得られなかった。</p> <p>以上、A～Dの4か所で検討した結果、Aを適地と判断する。</p>										

【様式第3号別添5】

農用地区域からの除外に関する検討表

転用事業名	資材置場	番号	406
-------	------	----	-----

<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当）</p> <p>現在は休耕地となっており、解体業を経営していることから今後も営農の予定はない。 事業拡大のため資材置場が必要となったが、会社に近接する父親の所有地を適地と判断した。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難）</p> <p>別添位置選定検討表に記載のとおり、除外申出のあった事業計画地の周辺の土地において検討を行い、A～Cの3ヶ所で検討の結果、Aは農用地区域であるが縁辺部であり、検討事項に該当せず支障はないことから、Aを適地として判断した。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>地域計画は現在策定中である。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は農用地区域であるが、辺縁部の農地を除外するものであり、事業計画者の会社及び自宅を通らなければならない場所にある。 計画は日照及び通風には影響はなく、また隣接農地は全て事業計画者の父親の所有である。 残存農地は発生しない計画である。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画（経営基盤法第18条）の対象農地となっていない。</p>	<p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地の近隣には土地改良施設はなく、これらの機能に支障を及ぼす恐れはない。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること</p> <p>該当しない。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由</p> <p>(1) 農地区分及びその根拠</p> <p>○第2種農地 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の（1）の力の（ア））</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の（1）のオの（イ）非該当）</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況</p> <p>① (1)・(2)の確認日：令和6年7月31日 ② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・無 有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み （※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。） 該当なし。</p>
---	---

位置選定検討表

										番号	406
候補地	地目	面積	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A (千厩町奥玉字天梅5-1・6-1・7-4)	畑	2,290	農振農用地								
B (千厩町奥玉字天梅2-1)	畑	2,069	農振農用地						○		
C (千厩町奥玉字天梅157)	田	1,269	農振農用地				○				
D (千厩町奥玉字天梅158)	田	1,404	農振農用地				○				
検討結果	<p>除外申出のあった計画地周辺で、開発面積が確保できる土地において検討を行った。</p> <p>A：農用地区域であるが、上記の検討事項に該当せず支障はない。 B：同一所有者の農地と比較したが、位置的に事業の活用困難。 C：同一所有者の農地と比較したが、土地改良事業を実施していたため転用不可。 D：同一所有者の農地と比較したが、土地改良事業を実施していたため転用不可。</p> <p>以上、A～Dの4か所で検討した結果、Aを適地と判断する。</p>										

【様式第 3 号別添 5】

農用地区域からの除外に関する検討表

転用事業名	駐車場建設	番号	603
-------	-------	----	-----

<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当）</p> <p>隣接地で給油所を事業運営しており、近隣に駐車場施設が無いことから駐車場を新設し、組合員及び利用者へのサービス向上を図る計画。 このことから、給油所と一体的に利用できる利便性の高い隣接地を事業計画地として選定した。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難）</p> <p>別添位置選定検討表に記載のとおり、除外申請のあった事業計画地の周辺で立地上条件が整っている土地において検討を行い、A～Dの4ヶ所で検討の結果、Bは農用地区域であるが縁辺部であり、検討事項に該当せず支障はないことから、Bを適地として判断した。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>地域計画は現在策定中である。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>① 農用地区域の周辺部であること 事業計画地は農用地区域であるが、縁辺部の農地を除外するものである。</p> <p>② 開発後における周辺の農用地への支障について 事業計画地の建築物は、日照及び通風に影響を及ぼすおそれはない。</p> <p>③ 残存農地が生じていないか 残存農地は生じない。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積計画（経営基盤法第 18 条）の対象農地となっていない。</p>	<p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地の南側に二級河川大川があるが、敷地東側に市道が設けられているため、管理等に支障を及ぼす恐れはない。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して 8 年を経過していること</p> <p>該当しない。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由</p> <p>(1) 農地区分及びその根拠</p> <p>○第 3 種農地 （農地法の運用について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の a の (b)）</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項 （農地法の運用について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第 2 の 1 の (1) のオの (イ) 非該当）</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況</p> <p>① (1)・(2)の確認日：令和 6 年 7 月 31 日</p> <p>② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・<input type="checkbox"/>無 有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み (※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること) 該当しない。</p>
---	--

位置選定検討表

										番号	603
候補地	地目	面積	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A（一関市室根町矢越字大畑119-1）	田	543	農振白地					○		○	
B（一関市室根町矢越字大畑143-1）	田	601	農振農用地								
C（一関市室根町矢越字大畑132-1）	畑	1,814	農振農用地							○	
D（一関市室根町矢越字大畑151-1）	田	934	農振白地							○	
検討結果	<p>除外申出のあった計画地周辺で、開発面積が確保できる土地において検討を行った。</p> <p>A：農振白地であるが、北側に太陽光パネルが設置されており、日照への影響が懸念されることから、地権者の同意が得られない。</p> <p>B：農用地区域であるが縁辺部であり、上記の検討事項に該当せず支障はない。</p> <p>C：農用地区域内であり、パイプハウスが設置され営農していることから、地権者の同意が得られない。</p> <p>D：農振白地であるが、営農していることから、地権者の同意が得られない。</p> <p>以上、A～Dの4か所で検討した結果、Bを適地と判断する。</p>										

【様式第3号別添5】

農用地区域からの除外に関する検討表

転用事業名	太陽光発電設備	番号	801
-------	---------	----	-----

<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当）</p> <p>太陽光の設置条件として譲渡人へ提示したのは先ず陽当たり、電柱の近さ、道に面していることや搬入が容易であること、周辺への影響が少ないことなどがあげられるが、現状申請地以外に条件を有する土地はないため。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難）</p> <p>別添位置検討表に記載のとおり、除外申し出のあった候補地の周辺で、A～Dの4ヶ所で検討の結果、Aは農用地区域ではあるが、検討事項に該当せず支障はないことから、Aを適地として判断した。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>地域計画は現在策定中である。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は農用地区域であるが、周辺部の農地を除外するものである。太陽光発電パネルの構造・配置・高さから、日照及び通風に支障を及ぼすものではなく、また排水は生じない計画である。残存農地は生じない予定である。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積事業計画（経営基盤法18条）の対象農地となっていない。</p>	<p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地近隣に農業用施設及び土地改良施設は無く、これら機能に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること</p> <p>該当なし。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由</p> <p>(1) 農地区分及びその根拠</p> <p>○ 第2種農地 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のカの(ア)）</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項</p> <p>（農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のオの(イ)非該当）</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況</p> <p>① (1)・(2)の確認日：令和6年7月31日</p> <p>② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・<input checked="" type="radio"/> 無 有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み （※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。） 該当なし。</p>
--	---

位置選定検討表

※候補地の図面を添付すること。

										番号	801
候補地	地目	面積㎡	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A (一関市藤沢町藤沢字馬場188-1、188-2、188-5)	山林原野	2,535	農振青地(一部)								
B (一関市藤沢町西口字西深萱282-6)	畑	5,454	農振青地							○	
C (一関市藤沢町藤沢字馬場267-6)	山林	8,095	農振白地							○	
D (一関市藤沢町藤沢字馬場187)	山林	3,266	農振白地							○	
検討結果	<p>除外申出のあった計画地周辺の土地において検討を行った。 (別紙：位置選定の検討図面参照)</p> <p>A：全筆、非農地通知済であり、上記の検討事項に該当せず支障はない。(188-1のみ農振青地、外2筆は農振白地) B：地権者との合意に至らなかったため断念した C：地権者との合意に至らなかったため断念した D：地権者との合意に至らなかったため断念した</p> <p>以上、A～Dの4ヵ所で検討した結果、Aを適地と判断する。</p>										

【様式第3号別添5】

農用地区域からの除外に関する検討表

転用事業名	太陽光発電設備	番号	802
-------	---------	----	-----

<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当）</p> <p>太陽光の設置条件として譲渡人へ提示したのは先ず陽当たり、電柱の近さ、道に面していることや搬入が容易であること、周辺への影響が少ないことなどがあげられるが、現状申請地以外に条件を有する土地はないため。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難）</p> <p>別添位置検討表に記載のとおり、除外申し出のあった候補地の周辺で、A～Dの4ヶ所で検討の結果、Aは農用地区域ではあるが、検討事項に該当せず支障はないことから、Aを適地として判断した。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>地域計画は現在策定中である。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は農用地区域であるが、縁辺部の農地を除外するものである。太陽光発電パネルの構造・配置・高さから、日照及び通風に支障を及ぼすものではなく、また排水は生じない計画である。 残存農地は生じない予定である。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積事業計画（経営基盤法18条）の対象農地となっていない。</p>	<p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地近隣に農業用施設及び土地改良施設は無く、これら機能に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること</p> <p>該当なし。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由</p> <p>(1) 農地区分及びその根拠</p> <p>○ 第2種農地 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のカの(ア)）</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項</p> <p>（農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のオの(イ)非該当）</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況</p> <p>① (1)・(2)の確認日：令和6年7月31日 ② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・無 有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み （※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。） 該当なし。</p>
---	---

位置選定検討表

※候補地の図面を添付すること。

										番号	802
候補地	地目	面積㎡	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A (一関市藤沢町藤沢字馬場215-1)	原野	2,872	農振青地								
B (一関市藤沢町西口字西深萱268-1)	畑	2,260	農振白地							○	
C (一関市藤沢町藤沢字馬場267-6)	山林	8,095	農振白地							○	
D (一関市藤沢町藤沢字馬場187)	山林	3,266	農振白地							○	
検討結果	<p>除外申出のあった計画地周辺の土地において検討を行った。 (別紙：位置選定の検討図面参照)</p> <p>A：非農地通知済であり、上記の検討事項に該当せず支障はない。 B：地権者との合意に至らなかったため断念した C：地権者との合意に至らなかったため断念した D：地権者との合意に至らなかったため断念した</p> <p>以上、A～Dの4ヵ所で検討した結果、Aを適地と判断する。</p>										

【様式第3号別添5】

農用地区域からの除外に関する検討表

転用事業名	太陽光発電設備	番号	803
-------	---------	----	-----

<p>1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であるとする理由</p> <p>(1) 必要性（農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当）</p> <p>現在、休耕地にしておくこともできないため、小麦を栽培しているが、今後は高齢化により、耕作を継続していくことは困難となるが、引き続き耕作してくれる借り手が見つかっていない。</p> <p>そこで、現在のエネルギー状況と耕作者がいなくなり、荒廃農地となることを勘案し、太陽光発電を計画した。</p> <p>(2) 代替性（農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難）</p> <p>別添位置検討表に記載のとおり、除外申し出のあった候補地の周辺で、A～Cの3ヶ所で検討の結果、Aは農用地区域ではあるが、検討事項に該当せず支障はないことから、Aを適地として判断した。</p> <p>2 変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>地域計画は現在策定中である。</p> <p>3 変更により、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は農用地区域であるが、縁辺部の農地を除外するものである。太陽光発電パネルの構造・配置・高さから、日照及び通風に支障を及ぼすものではなく、また排水は生じない計画である。</p> <p>残存農地は生じない予定である。</p> <p>4 変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地は、認定農業者の所有地・耕作地ではなく、農用地利用集積事業計画(経営基盤法18条)の対象農地となっていない。</p>	<p>5 変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないとする理由</p> <p>事業計画地近隣に農業用施設及び土地改良施設は無く、これら機能に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>6 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること</p> <p>該当なし。</p> <p>7 農地転用許可基準上の判断とその理由</p> <p>(1) 農地区分及びその根拠</p> <p>○ 第2種農地 （農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)の(ア)）</p> <p>(2) 農地転用許可適用条項</p> <p>（農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）第2の1の(1)のオの(イ)非該当）</p> <p>(3) 農業委員会との協議状況</p> <p>① (1)・(2)の確認日：令和6年7月31日 ② (1)・(2)の判断に係る特記事項の有無：有・無 有の場合その内容</p> <p>8 他法令による規制との調整の見込み （※ 森林法、都市計画法及び自然公園法等との調整内容について記載すること。） 該当なし。</p>
--	---

位置選定検討表

※候補地の図面を添付すること。

										番号	803
候補地	地目	面積㎡	用途区分	認定農業者	面積不足	開発困難	転用不可	周辺土地への影響	利用計画	地権者の同意不可	備考欄
A (一関市藤沢町藤沢字古川51-1)	畑	2,855	農振青地								
B (一関市藤沢町藤沢字古川40-5)	田	4,184	農振青地							○	
C (一関市藤沢町藤沢字古川40-2)	田	1,164	農振青地							○	
D (一関市藤沢町藤沢字古川41-1)	山林	1,591	農振白地							○	
検討結果	<p>除外申出のあった計画地周辺の土地において検討を行った。 (別紙：位置選定の検討図面参照)</p> <p>A：農用地区域ではあるが、農用地の縁辺部であり、上記の検討事項に該当せず支障はない。 B：地権者との合意に至らなかったため C：地権者との合意に至らなかったため D：地権者との合意に至らなかったため</p> <p>以上、A～Dの4ヵ所で検討した結果、Aを適地と判断する。</p>										



縮尺 1 : 1500
10 5 0 10 20 30 40 50 60



縮尺 1 : 1500
10 5 0 10 20 30 40 50 60



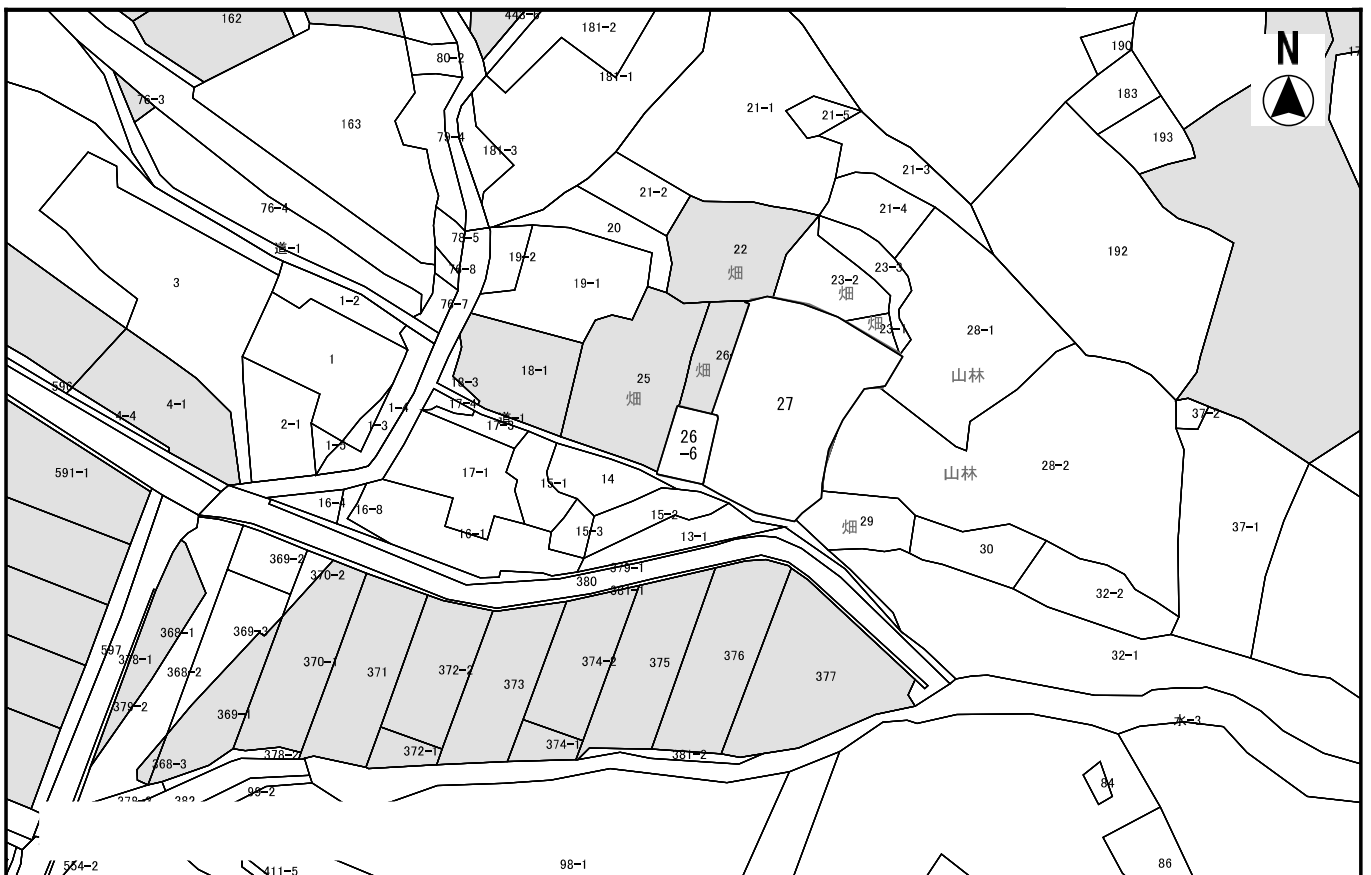
縮尺 1 : 1500
10 5 0 10 20 30 40 50 60



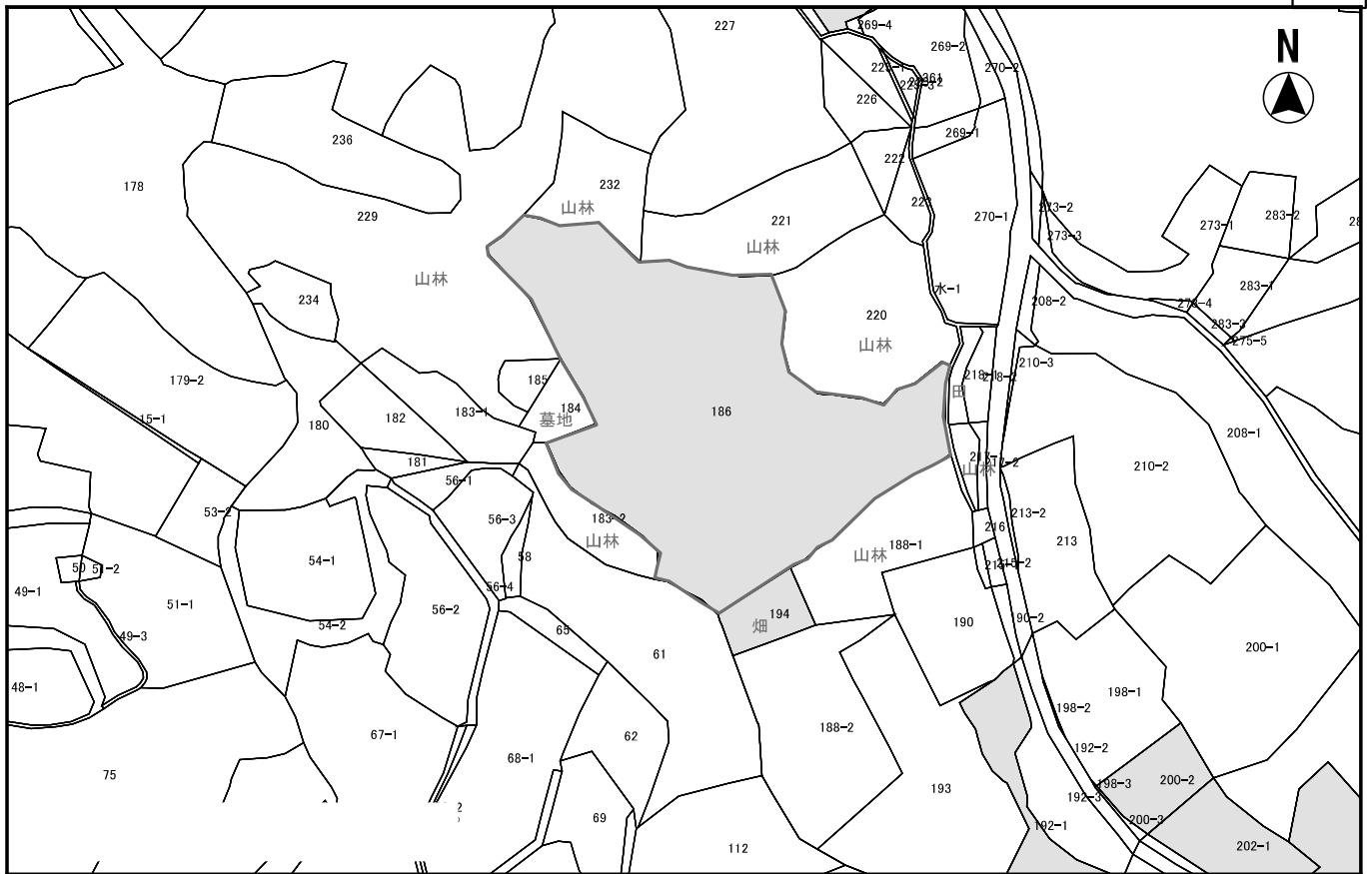
縮尺 1 : 1500
10 5 0 10 20 30 40 50 60



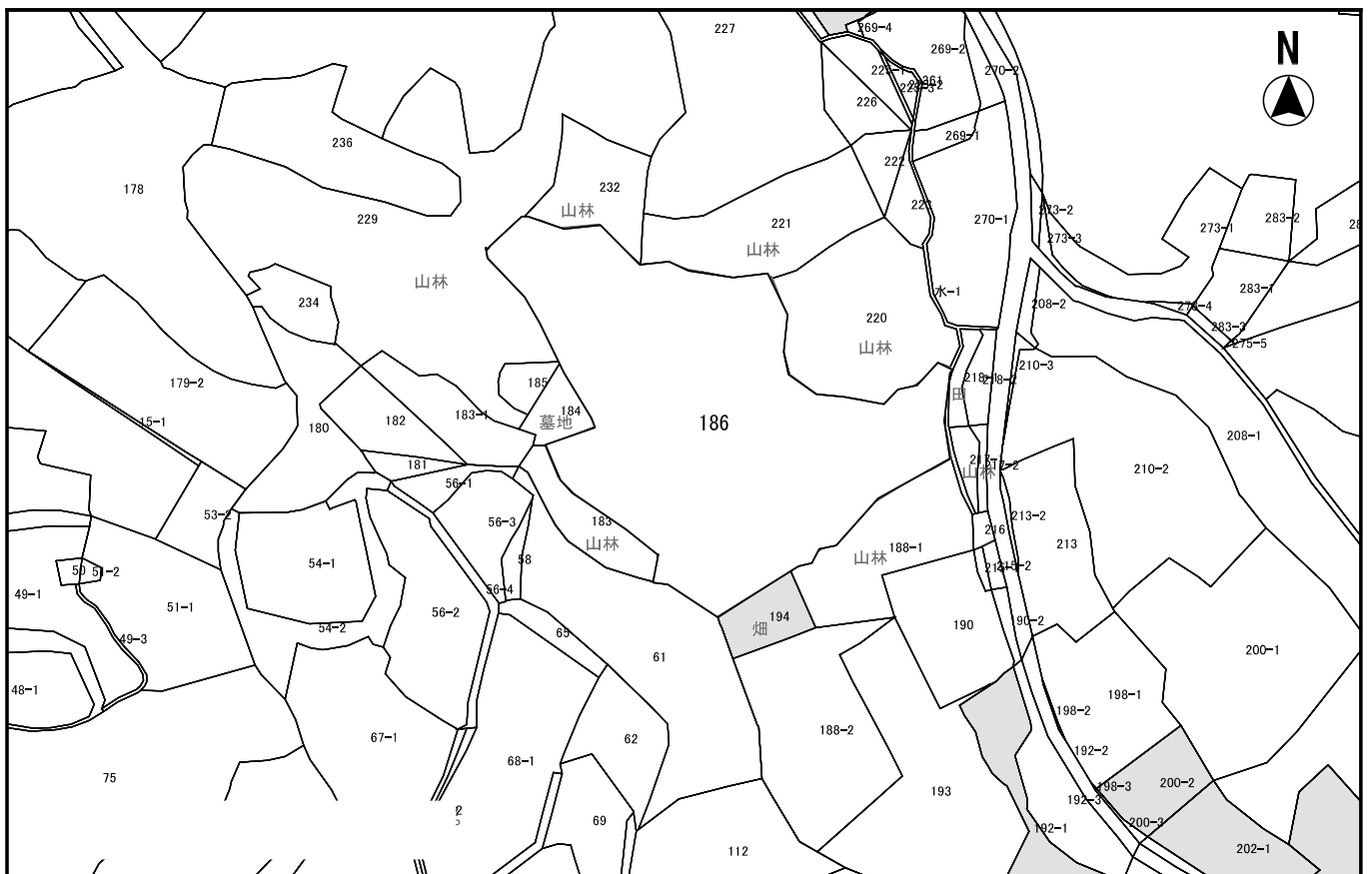
縮尺 1 : 1500
10 5 0 10 20 30 40 50 60



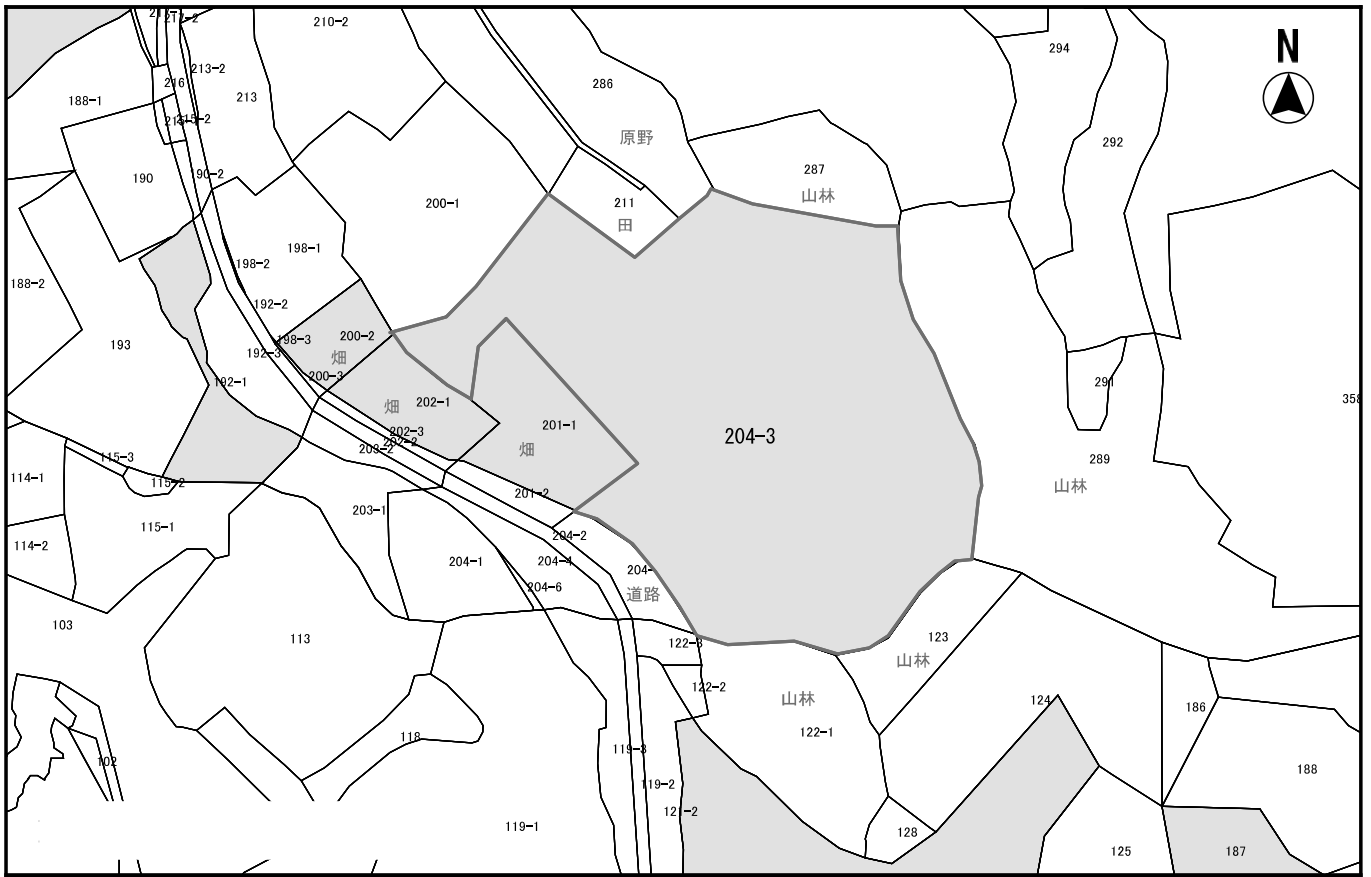
縮尺 1 : 1500
10 5 0 10 20 30 40 50 60



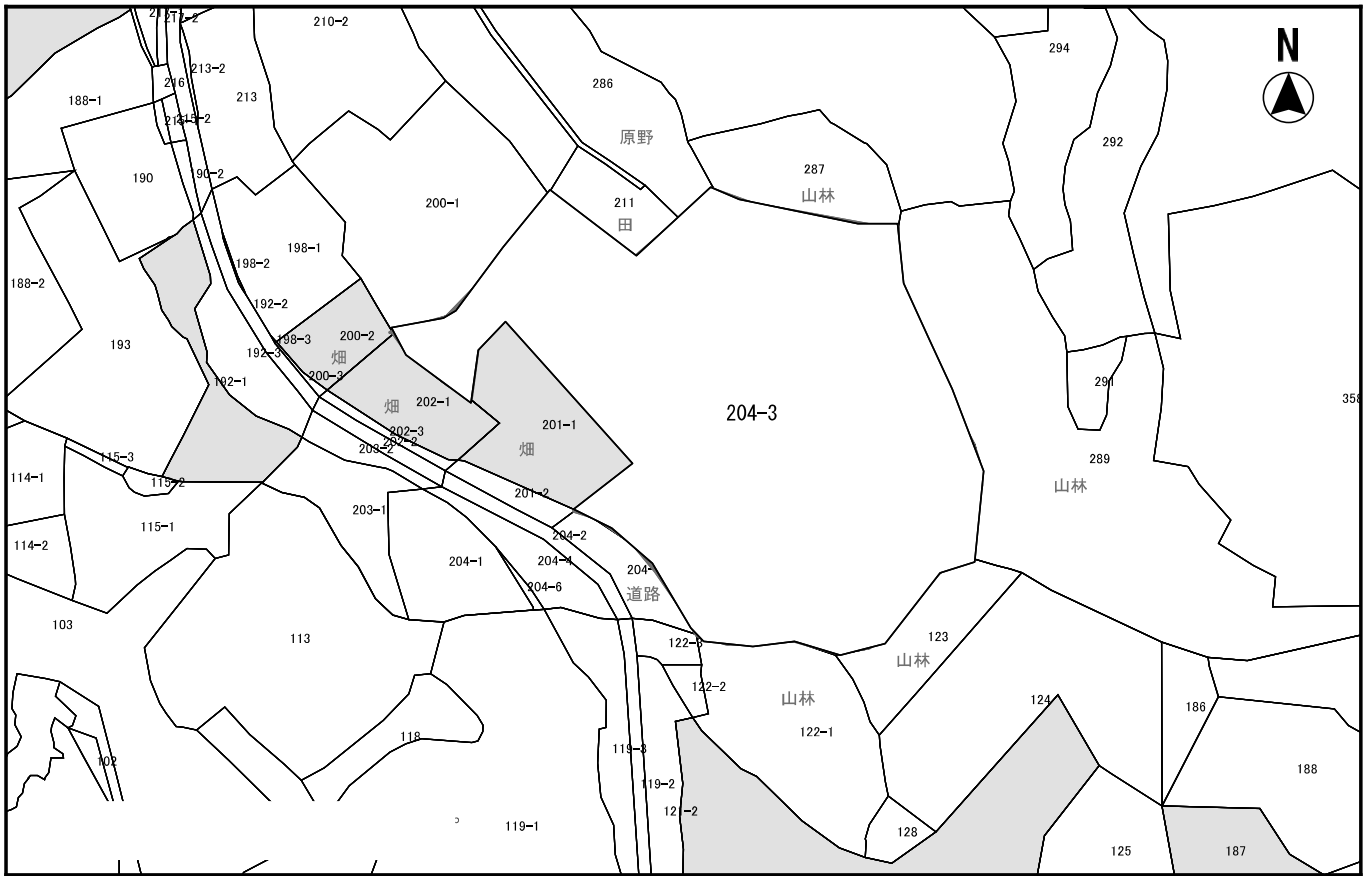
縮尺 1 : 1500
10 5 0 10 20 30 40 50 60



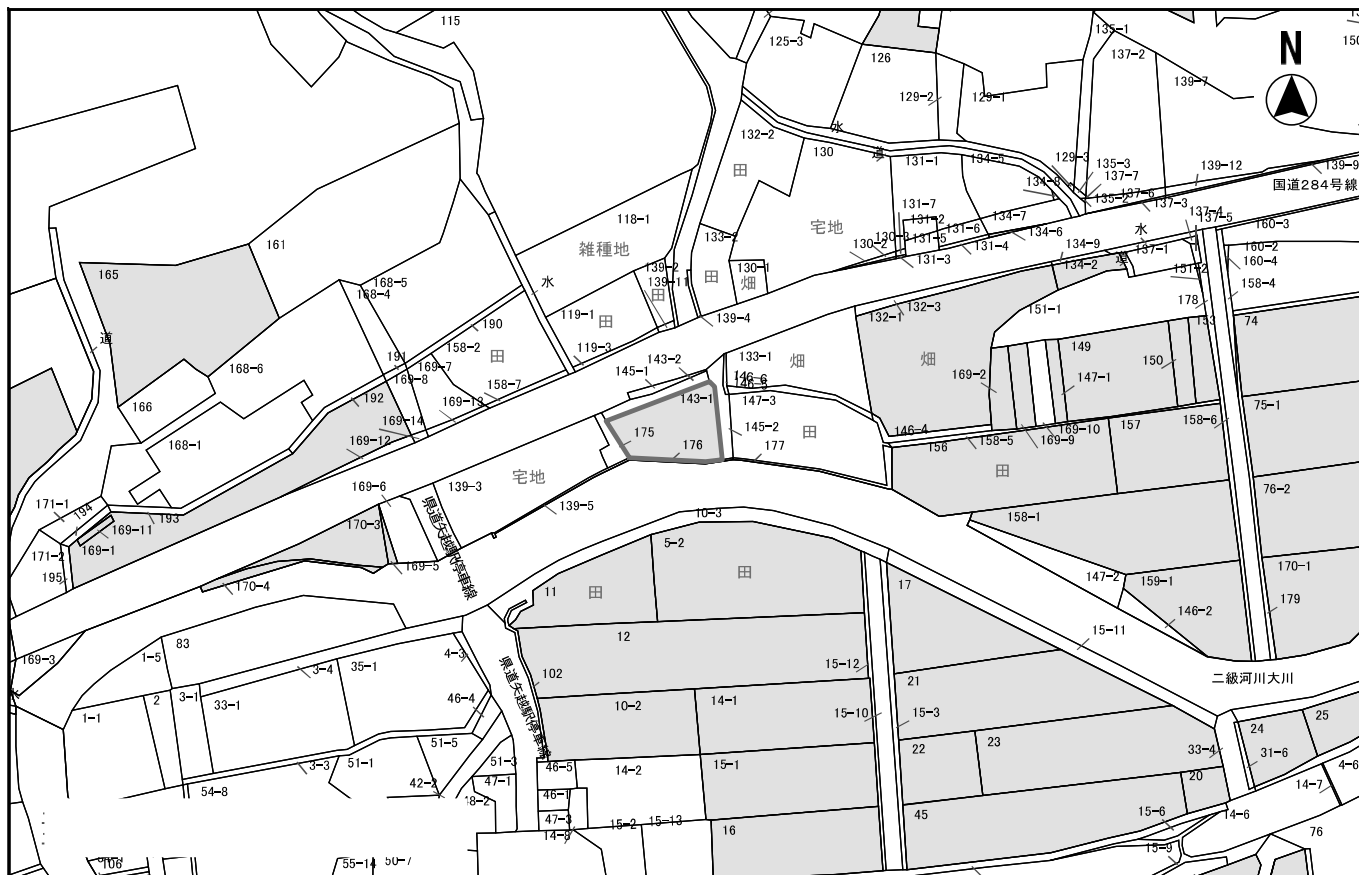
縮尺 1 : 1500
10 5 0 10 20 30 40 50 60



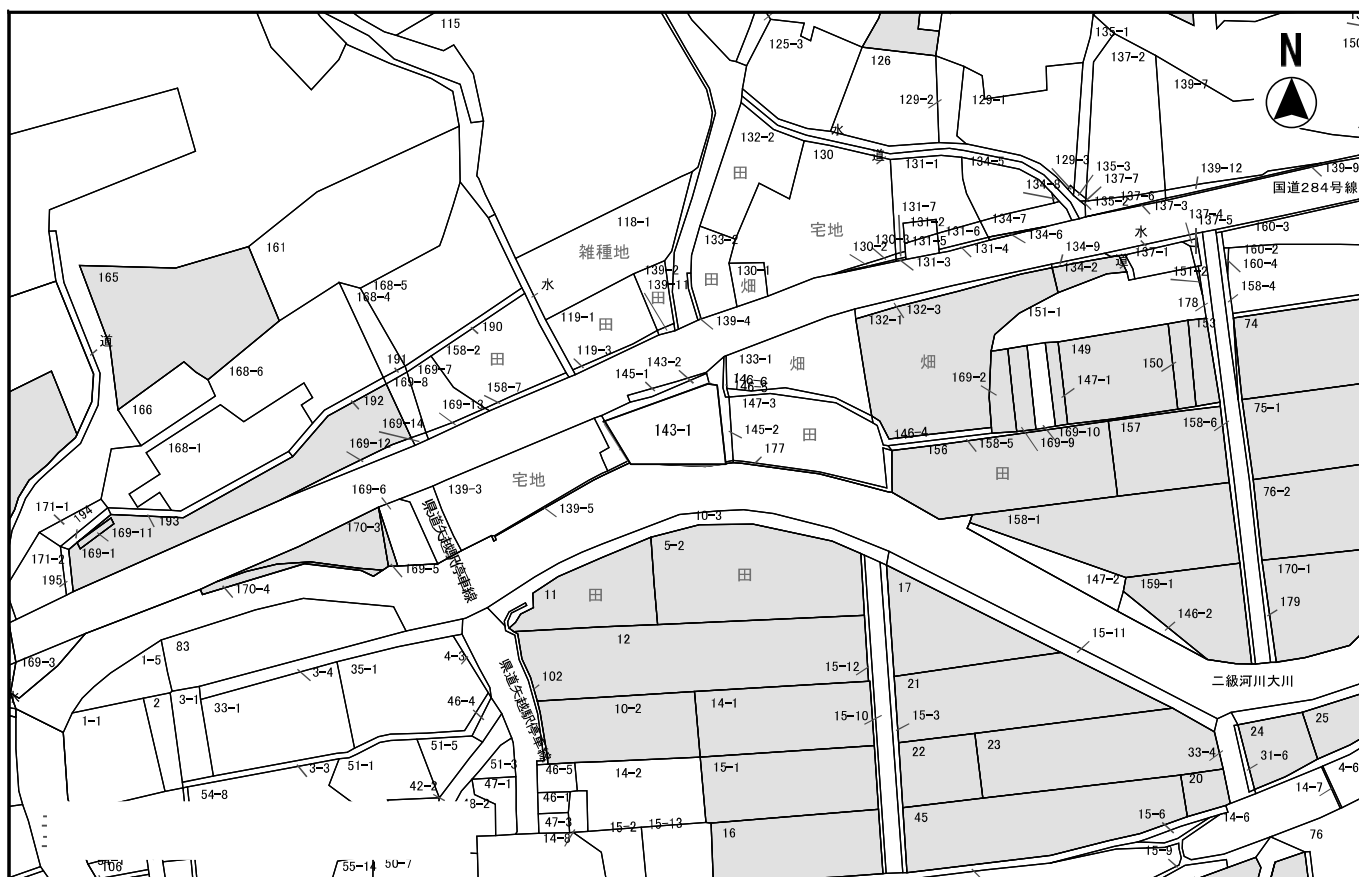
縮尺 1 : 1500
10 5 0 10 20 30 40 50 60



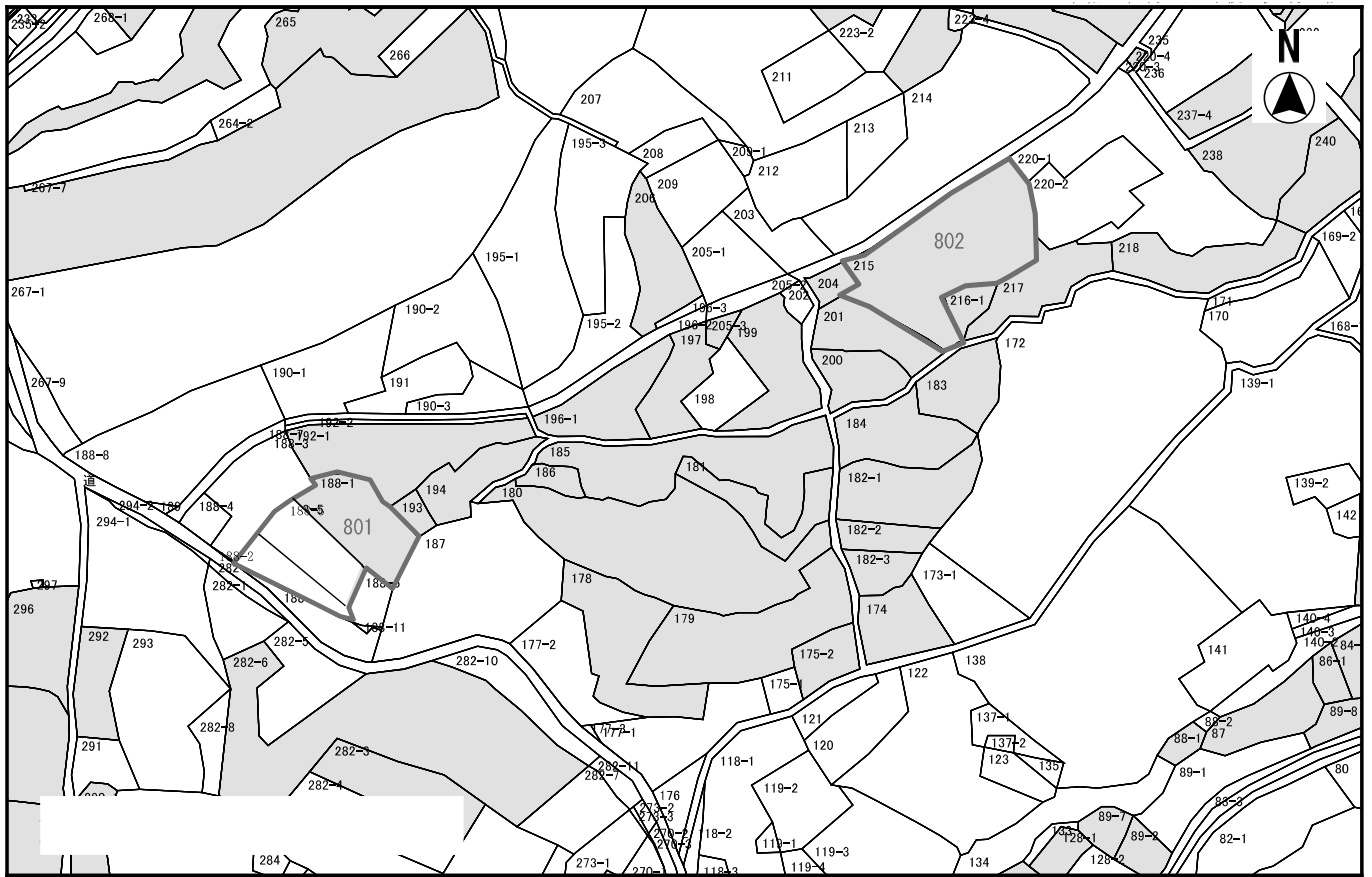
縮尺 1 : 1500
10 5 0 10 20 30 40 50 60



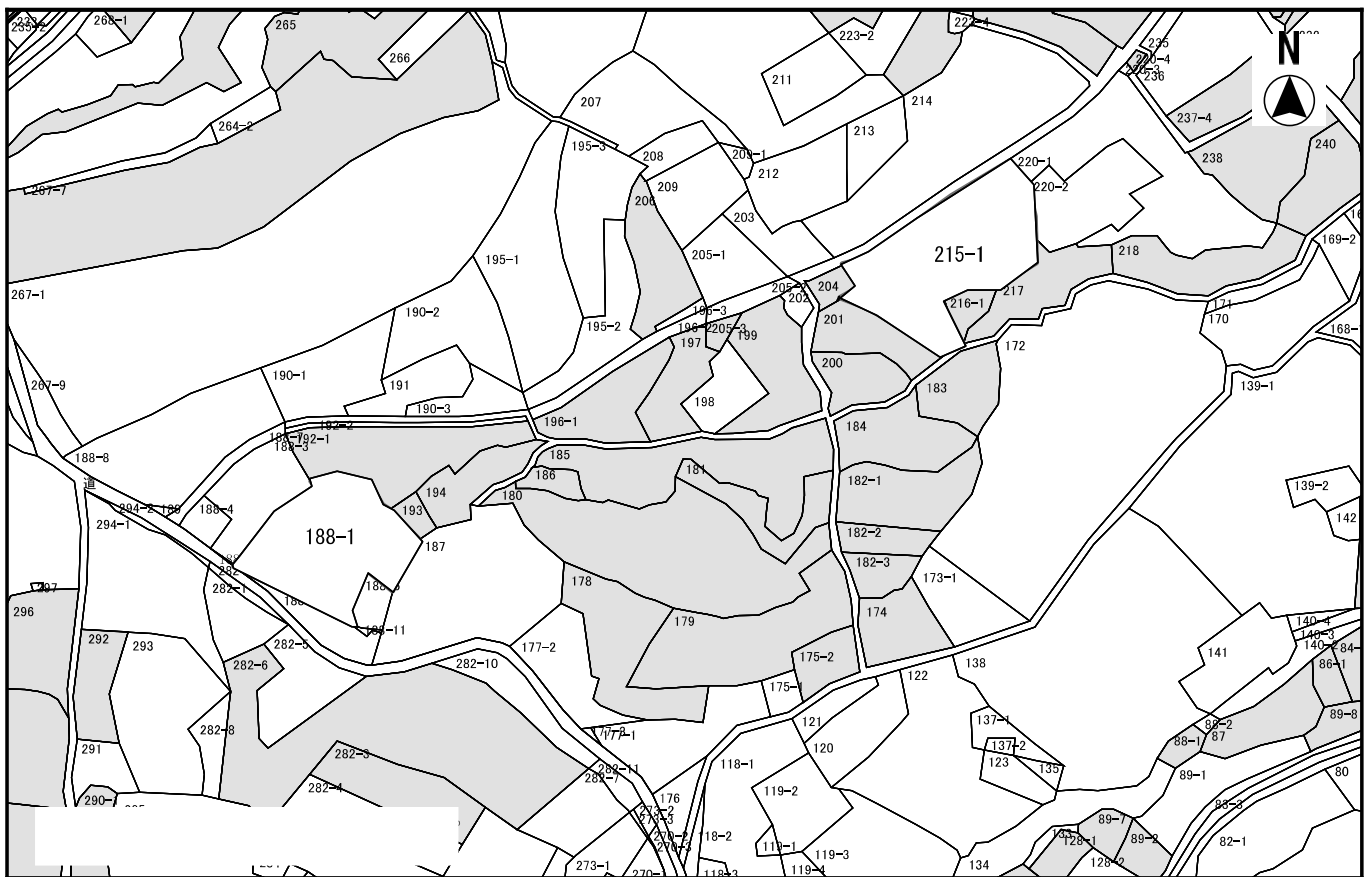
縮尺 1 : 1500
 10 5 0 10 20 30 40 50 60



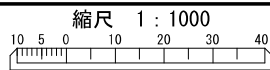
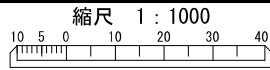
縮尺 1 : 1500
 10 5 0 10 20 30 40 50 60



縮尺 1 : 2000
20 15 10 5 0 10 20 30 40 50 60 70 80



縮尺 1 : 2000
20 15 10 5 0 10 20 30 40 50 60 70 80



一関市大東町大原字大明神地内

編入

